

# 再生医療の導入をお考えの 医師・歯科医師の先生へ

再生医療（PRP療法・CGF療法・がん免疫療法・毛髪再生医療など）を診療項目に取り入れるためには  
再生医療等提供計画や細胞加工物製造届出など厚生労働省への手続きが必要です！

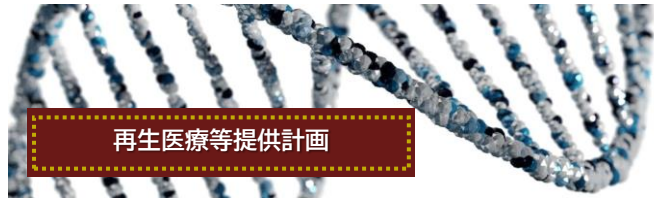
## 「行政書士×薬剤師×薬学博士」 & 「アカデミア×企業×臨床医療」



行政書士あくろ事務所の再生医療導入支援サービス

全国対応！

唯一無二の専門知識と経験で再生医療導入を徹底サポート  
再生医療に係る行政対応 アウトソーシングしてみませんか？



再生医療等提供計画



特定細胞加工物製造



業務コンサルティング

メリット  
-1-

煩雑な書類作成から申請まで一括代理！医院運営や診療に専念いただけます

お忙しい医院の先生方に代わって「再生医療等提供計画」を作成し、認定委員会への申請を代行します。

また、治療に用いる特定細胞加工物（PRP、CGFなど）を院内で製造するために必要な「特定細胞加工物製造届出書」を作成し、地方厚生局等への提出を代行いたします。

このサービスはよくある申請サポートではありません。必要最小限の資料をいただいた後は、書類作成から委員会・官公署への申請業務や手続きに係るやり取りのすべてを当事務所にて対応させていただきます。

### 医院の先生方へ

行政書士法により、報酬を得て官公署へ提出する書類作成ができるのは行政書士のみです（独占業務）。再生医療等提供の申請が増えるにともない、無資格者による代行サービスが散見されます。これら代行業者は書類を作成した上で医院の先生方に提出させる形を取ることが多いですが、書類作成料金が発生している場合、違法です。ご注意ください。

メリット  
-2-

審査費用をしっかりと確認  
コストを踏まえた委員会選定！

再生医療は導入時だけでなく、導入後の計画変更、年次定期報告でも認定委員会による審査が必要です。その際、審査費用がかかることに要注意です。しかも、審査費用は委員会によってまちまちです。

当事務所では、医院の先生方のご希望を踏まえつつ、できる限り年間コスト負担を抑えられる委員会に審査依頼させていただきます。

メリット  
-3-

製造施設の運用もお任せ！  
変更届や製造状況報告書の提出代行

再生医療等提供計画と同様、特定細胞加工物製造届出をした医療機関はその製造状況について地方厚生局へ年次報告しなければなりません。また、細胞加工に用いる遠心分離機の設置場所を変更したといった軽微な変更であってもその旨届出が必要です。

当事務所であれば細胞加工物製造施設として継続運営するために必要な手続きをすべてお任せいただけます。

メリット  
-4-

顧問契約から宣伝・広告  
トータルサポート！

再生医療等安全性確保法で求められる定期報告、疾病等報告の対応、その他法律運用業務を代理させていただきます。

また、ウェブサイトや広告を用いた患者様向けへの再生医療紹介など、医療法や薬機法で表現方法が規制される媒体の作成やチェックについて、薬剤師兼行政書士の知識をフル活用して対応いたします。

なお、これらを医院の先生方のご希望や実態に即してオーダーメイドで組合わせていただき、顧問契約してお得にご利用いただくことも可能です。

メリット  
-5-

今がチャンス！相場の20%  
割安価格で対応します！

現在、より多くの医院の先生方に行政書士あくろ事務所の再生医療導入支援サービスを知っていただくため、他の行政書士事務所や代行業者が設定する報酬額より割安価格で対応させていただいております。

【例】第3種再生医療等提供計画の作成と提出代行  
相場：税込275,000円～ 当事務所：税込220,000円～

※ 当事務所の金額は書類作成・提出・相談対応・アフターフォローをすべて含む金額です